

五、 櫻垣内の庶理業、銀行商人の行商を禁ずる事  
 六、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 七、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 八、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 九、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十一、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十二、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十三、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十四、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十五、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十六、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十七、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十八、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 十九、 庶理業の庶理業を禁ずる事  
 二十、 庶理業の庶理業を禁ずる事

櫻垣内庶理業  
 銀行商人行商

財團  
 協調會  
 福岡出張所

八、 寄附又は物貰ひの構所内に立入を禁ずること  
 十一、 経過並解決状況  
 六月四日社外代表は炭坑事務所を訪問、謝願書を提出したるも拒絶せられ引揚げたるが同夜會社事務主任より招致され會社状況説明後運動打切り方要望せられたるも承認せず、其の後會社側は極力説得に腐心したる結果、今同の強硬派辻高市、加來兼と特別の關係を有する第三坑々内主任倉光某をして懐柔せしむべく種々折衝し兩名の炭坑に對する負債各百圓を棒引し轉坑旅費六拾圓を支給する條件にて六日早曉立退かしめたる爲組合側は一應炭坑側の切崩しを難詰するところありしも炭坑側之れを受付けず指導組合幹部並殘留坑夫は罷業に訴ふるも僅少にて勝算なく遂に本問題の闘争を打切り別途にて組合擴大を申合するに至つたのである。